

第12回全国和牛能力共進会霧島市おもてなし協議会による  
【霧島産品特設市場】出展者募集要領

1. 【イベント名称】の目的

令和4年10月6日(木)から10日(月祝)にかけて第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会(以下、「全共」という。)が開催され、全国から延べ約40万人の人出が見込まれている。これを機に、霧島産品及び霧島市の認知度向上並びに持続的な経済効果を得ることを目的として第12回全国和牛能力共進会霧島市おもてなし協議会(以下「協議会」という。)が独自イベントを開催する。

2. 催事概要

催事概要については以下のとおりとする。なお、出展場所及びブース配置については別紙のとおりとし、ブース内での具体的な配置については所属する構成団体が決定するものとする。

- (1)出展期間：令和4年10月6日(木)～10日(月)
- (2)出展場所：霧島市牧園町高千穂 霧島高原国民休養地内  
【霧島産品特設市場】会場
- (3)出展方法：協議会で設置するテント内出展スペースもしくはテント外出展スペースに出展するものとする。ただし、テント外出展については、日常の営業形態により協議会で準備するテント内出展が困難な方のみ対象とする。
- (4)出展ブース数：テント内出展が概ね30ブース、テント外出展が概ね5ブース(いずれも予定数)
- (5)営業時間：各日 午前10時から午後5時まで。ただし、最終日は午後2時まで
- (6)搬入時間：各日午前 7時から午前9時まで。
- (7)搬出時間：各日午後 5時以降。ただし最終日は午後2時以降とする。

3. 出展の要件

本要領の目的に沿った出展であることを基本に、下記(1)の項目に全て該当し、(2)のいずれかに該当する個人もしくは事業者とする。(次項目以降、本出展要件を満たしたものを「出展者」と表現する。)

(1)出展対象者(下記の事項に全て該当すること)

- ・市内に住所を有する個人もしくは市内に事業所等を有する事業者であること。
- ・表(3の(1)関係)に掲げる協議会を構成する団体(以下「構成団体」という。)のいずれかに所属する個人もしくは事業者。
- ・試食や試飲、出展品目の説明など、本要領の目的に沿った出展が可能であると所属している構成団体が認める個人もしくは事業者。

表（3の(1)関係）

番号	構成団体の名称
1	霧島市
2	霧島市商工会
3	霧島商工会議所
4	あいら農業協同組合
5	霧島市観光協会
6	霧島市特産品協会
7	霧島ガストロノミー推進協議会

(2)出展品目

ア. 下記の4項目のいずれかに該当すること

- ・市内で生産された農林畜水産物またはそれらを主原料として加工したものであること。
- ・霧島市ガストロノミー推進協議会による認定・認証を受けたものであること。
- ・市のふるさと納税返礼品として登録されたものであること。ただし、複数の製品によるセットで登録されている返礼品については、個別の製品に分けて出展品目とすることができる。
- ・霧島市ガストロノミー推進協議会による認定・認証を受けたもの及び市のふるさと納税返礼品として登録されたものをアレンジしたもの。

イ. 前記アのいずれかの項目に該当しないものは、出展を認めない。

ただし、出展者が日頃から前記4項目のいずれかにセットメニューとして提供している軽微な飲食物についても単品での出展であれば対象外となるが、セットとして提供を希望する場合に限り、出展に関する協議に応じる。また、イベント用として新たなセットメニューの出展を希望する場合も同様とする。

- (3)出展者が複数の構成団体へ所属している場合でも、いずれか1つの構成団体からしか出展できないものとする。
- (4)出展者は、5日間連続の出展と人員の配置ができることを原則とする。ただし、所属する構成団体の承認が得られた場合はその限りではない。
- (5)本要領の目的を達成するため必要な場合は、前(1)、(2)項の規定にかかわらず、イベント全体の盛況のために必要な場合は、協議会として出展を依頼することができる。

4. 出展料

- (1)出展料については、テント内出展が1ブースにつき5日間で40,000円、テント外出展が1ブースにつき5日間で20,000円とする。ただし、1ブース内に複数の出展がある場合は、前記の出展料を基準に、各構成団体が別に定める。
- (2)出展料については、出展決定の連絡を受けた後2週間以内に構成団体に納付する。

## 5. イベントに関連する協議会で準備するもの

### (1) ブース関連

- ・ 出展者用テーブル 1 ブースにつき 2 台
- ・ 出展者用パイプ椅子 1 ブースにつき 2 脚

### (2) 会場全体

- ・ 発電機 4 5 KVA × 3 台
- ・ 出展者名表示看板 1 出展者につき 1 枚
- ・ 仮設トイレ

### (3) 駐車場 (1 出展者につき 2 台まで)

- ・ 旧北消防署跡地
- ・ B & G 牧園海洋センター駐車スペース

## 6. 応募方法

所属する構成団体に「出展申込書」の提出をもって申込むものとする。

## 7. 申込期間及び場所

申込期間及び場所については下記のとおりとし、申込期間を経過した場合の申し込みについては、いかなる場合についても認めない。

- (1) 申込期間 令和 4 年 5 月 30 日 (月) ~ 6 月 13 日 (月) まで
- (2) 申込場所 出展希望者が所属する構成団体事務局

## 8. 出展の決定

- (1) 出展の決定については、各構成団体が先行し、出展希望者に通知する。
- (2) 構成団体ごとに割り当てられたブース数を超える申し込みがあった場合は、まずは申し込みを受け付けた構成団体内で調整を行い、それでも不足する場合は抽選により決定する。

## 9. 出展の辞退等

- (1) 8 月 17 日までに辞退した場合は、出展料は全額返金する。
- (2) 前記の期日以降の辞退については、いかなる理由であっても出展料を返金しない。
- (3) 辞退するまでの間に発生した諸費用については、全額辞退者の負担とする。

## 10. 損害賠償

- (1) 天候や感染症等協議会の責に因らない理由によりイベントの中止もしくは開催条件の変更があった場合は、協議会はいかなる損失の補償も行わない。
- (2) イベント会場内外におけるトラブル等については、そのトラブルの当事者において解決するものとし、協議会はその責を負わない。
- (3) 構成団体もしくは出展者は、与えられたブース等の良好な管理を行うこととし過失によりブース等に損害を与えた場合は、その当事者において賠償するものとする。

## 11. 衛生管理

- (1)各構成団体もしくはブース管理者あるいは出展者は、当事者において衛生上の管理を行うこととし、問題が生じた場合は、当事者において解決する。
- (2)感染症予防対策については、国・県の指針に基づき、出展者は万全の対策を講じ、各構成団体はその指導を行う。

## 12. 出展者の善意事項

出展者は、本要領の目的に沿って、霧島市の認知度及びブース内への集客力並びに出展者の売り上げ向上につなげるために行われるふるまいや抽選会への人的協力、抽選会への自社製品の提供等、協議会主催の各種イベントに対し可能な範囲で協力すること。

## 13. 出展者の注意事項

- (1)設置する発電機の容量により使用する電力量に制限があるため下記項目に留意すること。

ただし、下記の制限事項により、通常の営業形態に支障が生じる場合は、事前に所属する構成団体に届け出ること。

### ○テント内出展の場合

- ・ 展示用の照明は控える。
- ・ 電気ポット、電気ケトルの使用は不可。
- ・ 使用機器は、具体的に出展等申込書に基づき、機器名、消費電力、使用電圧、使用場所を記載する。
- ・ 発電機の持ち込みは禁止する。

### ○テント外出展の場合

- ・ 出展状況に応じ様々なケースが生じられると思われるので、テント内出展に関する諸項目を基本に、所属する構成団体が協議会と調整する。

- (2)火気を使用する場合は、必ず消火器を準備するとともに、消火器設置場所等を出展等申込書に記載する。
- (3)本要領及び出展等申込書に記載のある事項を遵守する。

## 14. その他

- (1)その他イベントの運営に関して必要な事項は、協議会で協議し方針を定め、ブースの運営及び管理に関する一切の事項は、ブースを与えられた各構成団体の判断により方針を定める。
- (2)この要領の定めのない事項で出展に疑義が生じる場合は、必ず出展申込時に構成団体に申し出ること。

## 15. 問い合わせ先

- (1)イベント全体のこと

第12回全国和牛能力共進会霧島市おもてなし協議会事務局  
(霧島市 農政畜産課内)

0995-45-5111 (内線 2322、2332)

(2)出展に関すること 各構成団体事務局